

## 学校に掲示する看板等設置基準

### 1. 目的

この基準は、本市の小中学校が掲示する看板等（以下「看板」という。）について、設置基準を定めることにより、宮崎県屋外広告物条例に適合した看板が適正に設置されることを目的とする。

### 2. 対象看板

都城市立の全ての小・中学校において、常時又は一定の期間、継続して屋外で公衆に表示される看板とする。

### 3. 設置場所

看板の設置は、学校敷地内（フェンスを含む。）に設置すること。

### 4. 掲示内容

掲示する内容等については、次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 業者名を表示しないこと
- (2) 写真を表示しないこと
- (3) 看板の下地は白色とし、文字色は原則黒色、赤色、青色の3色を使用すること（特に必要な場合でも、5色程度とすること）
- (4) 蛍光、発光、又は反射を伴う塗料材料を使用しないこと

### 5. 掲示期間

掲示期間は、原則最長で1年とすること。

### 6. 管理方法

看板の管理については、次を遵守すること。

- (1) 周辺道路の通行に支障を与えないこと
- (2) 台風の接近が予想される場合は、事前に一時撤去を行うこと
- (3) 強風時の際は、常に看板の状況を注視し、必要に応じて一時撤去等の対策を講ずること
- (4) 劣化状況に応じて、補修及び撤去等の対策を講ずること

公共広告物等の知事の同意基準

平成19年4月1日

最終改正 平成29年4月1日

県土整備部都市計画課

1 目的

この基準は、宮崎県屋外広告物条例（以下「条例」という。）第10条第2号に掲げる広告物又はこれを掲出する物件（以下「公共広告物等」という。）を表示又は設置する場合の知事の同意を行うための必要な基準を定めることを目的とする。

2 公共広告物等

(1) 国、都道府県又は市町村（以下「公共団体」という。）

いずれもその機関及び一部事務組合等の地方公共団体の組合を含むが、公営企業は含まないものとする。

(2) 公共的目的

公共団体の法令や政策などに基づいて行うものをいい、営利的なものは含まない

(3) 公共団体が後援等をしている場合

公共団体が行う施策に関連し、公共団体以外の者が公共団体から後援等を受けて広告物等を表示又は設置する場合は、当該広告物等に当該公共団体名が併記されていれば公共広告物等として取り扱う。

(4) 公共用物と一体的に表示される名称等

トンネル等の公共用物を管理する公共団体が当該公共用物の名称及び由来等を表示する場合は、法令上当該公共用物の管理又は維持のため必要なものとして、又は当該公共用物と一体的なものとして取り扱うものとする。

ただし、色彩や形状等を周囲の状況と調和させるとともに、同種類のものは規格、意匠等を統一するようあらかじめ指導するものとする。

3 協議を要しない広告物等

次の広告物等は協議を要しない。

(1) 条例第10条各号（第2号を除く）に定める広告物等

禁止物件並びに禁止地域等及び規制地域等に表示し、又は設置することができる。

(2) 条例第11条各号に定める広告物等

禁止地域等及び規制地域等において表示し、又は設置することができる。

(3) 条例第12条に定める広告物等

禁止物件に表示し、又は設置することができる。

(4) 条例施行規則第4条第1項に定める広告物等

はり紙、はり札、広告旗及び立看板は協議を要しない。

官公署の建造物及びその敷地に表示し、又は設置されるものは協議を要しない。

なお、官公署は、国又は地方公共団体の諸機関の事務所と解されるので、公務員宿舍等は該当しない。

屋外広告物取扱一覽表

学校は第2種禁止地域等に該当

区分	禁止物件 (P.2)	禁止地域等 (P.3)			規制地域等 (P.4)			備考
		第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種	
一般広告物 (許可要)	<p>野立 (建構) 広告                      広告板、広告塔、サインポール等                      建築物を利用する広告                      屋上広告、壁面広告、突出広告、屋頂面広告、                      懸垂幕、広告幕                      電柱等利用広告                      電柱広告、街灯柱広告、消火栓標識柱広告                      その他の広告                      アーチ広告、つり下げ広告、移動広告、横断幕、                      気球広告、広告球、立看板、はり紙 (札)</p>	表示又は掲出できない。	表示又は掲出できない。	<p>野立 (建構) 広告 (道幅除く。)、屋上広告、                      壁面広告、屋頂面広告、突出広告、懸垂幕                      又は広告幕の場合                      1住所等                      表示面積合計                      50㎡以内</p> <p>1住所等                      表示面積合計                      100㎡以内</p> <p>1住所等                      表示面積合計                      1住所等                      表示面積合計                      10㎡以内</p>	<p>P.14~17 参照                      規制地域等の広告物共通基準と種類別基準を満たすこと。                      電柱、街灯柱、アーケード、アーチの支柱には、はり紙、はり札、広告球、立看板は表示できない。</p>			
自家用広告物	<p>石垣、塙、送電塔、タンク類等に限る。                      第1種禁止                      表示面積合計                      1㎡以内</p> <p>第2・3種禁止                      表示面積合計                      3㎡以内</p> <p>その他の地域                      表示面積合計                      5㎡以内</p>	表示又は掲出できない。	表示又は掲出できない。	<p>1住所等                      表示面積合計                      2㎡以内</p> <p>1住所等                      表示面積合計                      10㎡以内</p> <p>1住所等                      表示面積合計                      15㎡以内</p> <p>1住所等                      表示面積合計                      30㎡以内</p>	<p>P.6,8,9,10~11 参照                      広告物共通基準と種類別基準を満たすこと。</p>			
道標・案内図板 (許可手続要)	<p>街路樹等の植栽を行っている道路の電柱                      補付広告                      歩道                      h ≥ 2.5m                      車道                      h ≥ 4.7m                      突出し幅 ≤ 0.6m                      幅 ≤ 1.2m、横 ≤ 0.45m</p>	表示又は掲出できない。	表示又は掲出できない。	<p>道標                      1面1㎡ (合計2㎡) 以下、横 ≤ 2m                      h ≤ 3m (共同設置の場合5m)                      1店舗等につき2個                      (2以上の主要道路に出ず場合は3個)                      案内図板 1面 ≤ 5㎡、h ≤ 3m</p>	<p>P.9,12 参照                      禁止地域等の電柱及び街灯柱には表示できない。</p>			
乗合自動車広告 (許可手続要。ただし許可手続不要で表示できるものを除く。)	<p>手続不要で表示又は掲出できる。                      はり紙、はり札、広告球及び立看板並びに官公署の敷地内の広告物は手続不要で表示又は掲出できる。                      上記以外の広告物は知事の同意を得れば表示又は掲出できる。                      手続不要で表示又は掲出できる。</p>	表示又は掲出できない。	表示又は掲出できない。	<p>後部、左右側部ごとに、広告物の面積が各面の面積の1/3以内であること。                      台数は1営業所ごとに、その営業所の総台数の1/5以内であること。                      高速道路、自動車専用道路を運行しないこと。また、禁止地域等を運行しないこと。</p>	<p>P.13 参照                      別途定められた許可事務要項及びガイドラインを遵守すること。</p>			
法令の規定による広告物 (道標標識等)	<p>手続不要で表示又は掲出できる。                      はり紙、はり札、広告球及び立看板並びに官公署の敷地内の広告物は手続不要で表示又は掲出できる。                      上記以外の広告物は知事の同意を得れば表示又は掲出できる。                      手続不要で表示又は掲出できる。</p>	表示又は掲出できない。	表示又は掲出できない。	<p>手続不要で表示又は掲出できる。</p>	<p>P.5~7,8 参照</p>			
寄贈者名等を表示する奉仕広告物	<p>児童遊園地、防犯・街路灯、公園施設、カープミラー、ごみ箱、フラーワーポット、ベンチ                      面積 ≤ 0.5㎡、投影面積の1/2.0以内、1施設又は1物件につき1個</p>	表示又は掲出できない。	表示又は掲出できない。	<p>手続不要で表示又は掲出できる。</p>	<p>手続不要で表示又は掲出できる。</p>			
管理用広告物	<p>1団の土地又は1物件につき1㎡以内で、手続不要で表示又は掲出できる。</p>	表示又は掲出できない。	表示又は掲出できない。	<p>手続不要で表示又は掲出できる。</p>	<p>手続不要で表示又は掲出できる。</p>			
自動車広告物	<p>一般広告物 (乗合自動車に限る。) の場合、表示面積は0.35㎡以内、個数は左右側部各2個及び後部1個以内。また、自家用広告物の場合、前後、左右側部、後部の各面につき、それぞれ別の面積の1/3以内であれば手続不要で表示できる。</p>	表示又は掲出できない。	表示又は掲出できない。	<p>手続不要で表示又は掲出できる。</p>	<p>手続不要で表示又は掲出できる。</p>			
宮崎県以外の許可を受けた自動車広告物	<p>手続不要。ただし公共施設管理署 (市町村) の許可等が必要となる場合がある。</p>	表示又は掲出できない。	表示又は掲出できない。	<p>手続不要。ただし公共施設管理署 (市町村) の許可等が必要となる場合がある。</p>	<p>手続不要。ただし公共施設管理署 (市町村) の許可等が必要となる場合がある。</p>			
人、動物、車両 (自動車以外)、船舶等に表示される広告物	<p>表示期間1月以内。街路樹、信号機等の道路施設、消火栓、郵便ポスト、電話ボックス、送電塔、新機等には表示できない。</p>	表示又は掲出できない。	表示又は掲出できない。	<p>手続不要。工事期間中に限る。一般の宣伝を目的としないこと。                      手続不要。開催日の5日前から終了日までの間に限る。</p>	<p>手続不要。開催日の5日前から終了日までの間に限る。</p>			
公共掲示板のはり紙 (面積 ≤ 0.5㎡)	<p>表示又は掲出できない。</p>	表示又は掲出できない。	表示又は掲出できない。	<p>表示又は掲出できない。</p>	<p>表示又は掲出できない。</p>			
冠婚葬祭、祭礼等のための一時的な広告物	<p>表示又は掲出できない。</p>	表示又は掲出できない。	表示又は掲出できない。	<p>表示又は掲出できない。</p>	<p>表示又は掲出できない。</p>			
工事現場の仮囲いに表示される広告物	<p>表示又は掲出できない。</p>	表示又は掲出できない。	表示又は掲出できない。	<p>表示又は掲出できない。</p>	<p>表示又は掲出できない。</p>			
講演会、展覽会等での敷地内の広告物	<p>表示又は掲出できない。</p>	表示又は掲出できない。	表示又は掲出できない。	<p>表示又は掲出できない。</p>	<p>表示又は掲出できない。</p>			
政治活動、自治会活動等非常利活動広告物	<p>表示又は掲出できない。</p>	表示又は掲出できない。	表示又は掲出できない。	<p>表示又は掲出できない。</p>	<p>表示又は掲出できない。</p>			
はり紙、はり札、広告球又は立看板に限る。2日前までに届け出ること。	<p>表示又は掲出できない。</p>	表示又は掲出できない。	表示又は掲出できない。	<p>表示又は掲出できない。</p>	<p>表示又は掲出できない。</p>			

本条例の適用から除外されるもの